１　対象とする津波と範囲

１－１　対象とする津波※参考資料１

南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波とする。

１－２　対象とする範囲

対象エリアは特別防災区域内とし、そこに立地する全ての事業所を対象とする。

また、内容については、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの間に実施すべき事項を対象とする。

２　津波避難に関する基本方針

・南海トラフ巨大地震の発生時には、津波以外にも様々な災害が起こる可能性があるが、津波による浸水への対応を最優先に考えることを基本とする。

・従業員等が可能な限り浸水区域外へ安全に避難（以下「水平避難」という。）することを原則とする。

・水平避難することが望ましいが、浸水区域外までの距離が長い場合や、施設の緊急停止措置を行うために浸水区域外への避難が間に合わないと判断される場合には、浸水深より高い安全な場所に一時的に避難（以下「垂直避難」という。）する。

・避難者の集中による交通混雑・事故等により、渋滞や移動の危険性が高まると考えられることから、原則として、避難は徒歩や自転車によるものとする。